

事業シート（概要説明書）

予算事業名	子育て支援手当支給事業		事業開始年度	平成16年度					
上位施策事業名	4-1子育て支援の推進		担当局・部名	市民生活部					
根拠法令等	子育て支援手当支給条例、子育て支援手当支給条例施行規則		担当課・係名	子育て健康課 子育て支援担当					
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務		作成責任者	伊奈浩規					
実施の背景	子育て支援手当支給事業は、平成7年度から「子どもを産み育て易い環境を創出する」少子化対策として保護者負担を軽減し、児童の増加と福祉の向上を目的に行った出生奨励祝金支給事業の拡充を期し、平成16年度に新設されたもの。								
目的 (何をどうしたいのか)	児童の増加及び健やかな成長を願い、子育てを応援するとともに一時的な経済支援をするため								
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	子の誕生日において支給対象の子とともに大月市に住所を有する者		対象者数（全住民に対する割合） 75 人 (0.3 %)					
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施							
		<input type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理（委託先又は指定管理者：）							
		<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体：）							
	<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先：） <input type="checkbox"/> その他（）								
事業内容 (手段、手法など)	事業内容（箇条書き）	事業費	活動指標						
関連事業 (同一目的事業等)									
コスト	令和4年度（予算）		令和3年度（決算）		令和2年度（決算）		令和元年度（決算）		
	事業費合計	3,557千円	3,477千円	3,097千円	3,297千円				
	事業費内訳 (令和3年度分)	支出内容				支出内容			
		郵便料 7千円							
		支援手当 3,470千円							
	人件費	担当正職員	0.1人 699千円	0.1人 699千円	0.1人 699千円	0.1人 699千円			
		臨時職員等	0人 0千円	0人 0千円	0人 0千円	0人 0千円			
		人件費合計	0.1人 699千円	0.1人 699千円	0.1人 699千円	0.1人 699千円			
	総事業費	4,256千円	4,176千円	3,796千円	3,996千円				
	財源内訳	国県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円			
国県支出金の内容									
地方債		0千円	0千円	0千円	0千円				
その他特財		0千円	0千円	0千円	0千円				
その他特財の内容									
一般財源	4,256千円	4,176千円	3,796千円	3,996千円					
財源合計	4,256千円	4,176千円	3,796千円	3,996千円					

事業シート（概要説明書）

予算事業名		子育て支援手当支給事業			事業開始年度	平成16年度	
事業実績	活動実績	【活動指標名】（実績値/目標値）	単位	令和3年度	令和2年度	令和元年度	
		手当支給件数 第1子	人	19	43	23	
		手当支給件数 第2子	人	30	18	30	
		手当支給件数 第3子以降	人	14	9	11	
		計	63	70	64		
単位当たりコスト	総事業費	/	支給件数	千円	66	65	62
事業成果	成果目標 （指標設定理由等）	出生数75名を目指す。（令和2年度末人口に対する2年度中に出生した人数の割合を令和3年度末人口に乘し、端数処理）					
	成果 （目標達成状況）	【成果指標名】（実績値/目標値）	単位	令和3年度	令和2年度	令和元年度	
		出生者数	人	63	73	65	
		別添資料1					
事業の自己評価 （今後の事業の方向性、課題等）	支給対象者からはありがたいとのコメントをいただく中、今後も手当の支給を継続していきたい。 出生を祝福し、児童の健やかな育成及び家庭の経済的な支援を目的とする要素が実情であるため、支給金額の妥当性と合わせ、現条例の目的の見直しを検討していきたい。						
比較参考値 （他自治体での類似事業の例など）	別添資料2						
特記事項							

出生者数

資料 1

年度	出生者数	支給金額
平成16年度	182	第3子以降の児童に支給 出生時50万円 小学校入学時30万円 中学校入学時20万円
平成17年度	179	
平成18年度	169	
平成19年度	147	
平成20年度	137	
平成21年度	132	
平成22年度	133	第3子以降の児童に支給 出生時30万円 小学校入学時10万円 中学校入学時10万円
平成23年度	146	
平成24年度	113	
平成25年度	107	出生時3万円支給
平成26年度	117	
平成27年度	106	
平成28年度	100	
平成29年度	86	
平成30年度	84	出生時に支給 第1子3万円 第2子5万円 第3子10万円
令和元年度	68	
令和2年度	73	

令和3年度	65
-------	----

No.	市町村名	出産祝い金制度の有無	事業名	内容	備考
1	甲府市	△	助産手当	第1子以降 市県民税非課税世帯1万円 市県民税均等割世帯5千円	助産手当制度は、S46～
2	富士吉田市	×			
3	都留市	×			
4	山梨市	○	健やか育児支援祝金 (出産祝金)	第1子 5万円 第2子 10万円 第3子以降20万円	H27制度改正 (10万円→20万円) R2制度改正 (第1子5万円・第2子10万円)
5	大月市	○	子育て支援手当	第1子 3万円 第2子 5万円 第3子以降 10万円	H25制度改正 (第3子以降30万円→第1子以降3万円支給) 就学支援手当 (第3子以降小・中入学10万円→廃止) H30制度改正により現行制度へ
6	韮崎市	○	おめでとう赤ちゃん出生 お祝い事業	第1子以降1万円	H23制度改正 (金額変更(減額) 変更前の金額未確認)
7	南アルプス市	×			
8	北社市	○	ほくとっこ誕生事業	新生児1人につき10万円	H23出産祝金制度改正 (第1子1万円→廃止) 第2子5万円 第3子30万円 第4子以降50万円 R2.4ほくとっこ誕生事業に制度が変わる
9	甲斐市	×			
10	笛吹市	×			
11	上野原市	○	出産奨励祝金	第1子5万円 第2子10万円 第3子以降30万円&小学校 入学時20万円	H22.1月制度改正 (第3子以降→第1子以降) H29.4制度改正 (第3子以降を分割支給に変更)
12	甲州市	○	出産祝金	第2子5万円 第3子以降15万円	H27.3月制度改正 (第3子以降→第2子以降)
13	中央市	×			
14	市川三郷町	×			★ 子育て祝い金 小学校入学時2万円 (第3子3万円・第4子以降5万円)
15	早川町	×			
16	身延町	○	出産祝金	第1子5万円 第2子7万円 第3子30万円 第4子以降10万円加算	H27制度改正 (第1子3万円→5万円、第2子5万円→7万円 第3子20万円→30万円、 第4子以降 新規→10万円) ★ 結婚祝金1組7万円
17	南部町	○	誕生祝い金	新生児1人につき5万円	★ 定住促進(結婚祝い金)3万円
18	富士川町	○	富士川町出産祝金	第1子3万円 第2子5万円 第3子以降10万円	平成29.4開始。
19	昭和町	×			
20	道志村	○	出産育児祝金	第1子10万円 第2子20万円 第3子以降30万円	※道志村移住支援センターの事業
21	西桂町	○	出生祝金	第2子5万円 第3子以降10万円	
22	忍野村	×			
23	山中湖村	○	すこやか赤ちゃん出生 祝い金	新生児1人につき10万円	平成28.4月開始
24	鳴沢村	○	出産祝金	第3子以降30万円	
25	富士河口湖町	×			
26	小菅村	○	出産祝金	第1子3万円 第2子5万円 第3子10万円	★ 入学祝金 小学校入学5万円、中学校入学10万円 ★ 結婚祝金10万円
27	丹波山村	○	出産祝金	第1子、第2子5万円 第3子以降10万円	

○:有、×:無、△:類似制度あり

★:出産祝い金以外の祝い金制度

出産祝金あり 15
 類似制度あり 1
 出産祝金なし 11

○大月市子育て支援手当支給条例

平成15年12月24日

条例第28号

改正 平成17年6月21日条例第13号

平成21年10月1日条例第21号

平成24年6月20日条例第19号

平成24年6月20日条例第20号

平成30年3月20日条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、次代を担う児童の増加を願い、出生を奨励するため、大月市子育て支援手当（以下「支援手当」という。）を支給することにより、子どもたちの健やかな成長と活力ある市の発展に寄与することを目的とする。

(支援手当)

第2条 前条に掲げる支援手当は、子を出産したときに支給する。

(支給要件)

第3条 支援手当は、子の出生日において支給対象の子とともに大月市に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する大月市の住民票に記載されている父又は母に支給する。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。

(申請及び認定)

第4条 前条の支給要件に該当する父又は母が支援手当の支給を受けようとするときは、規則で定める申請書を市長に提出し、その支給について市長の認定を受けなければならない。

(支給額)

第5条 支給額は、次の区分のとおりとし、同一の父母から生まれた子の順序によるものとする。

- (1) 第1子 30,000円
- (2) 第2子 50,000円
- (3) 第3子以降 100,000円

(支援手当の返還)

第6条 市長は、次の各号に該当すると認めた場合は、支給の決定を取り消し、又は受給者に対し支援手当の全部又は一部を返還させることができる。ただし、市長が特に相当な理由があると認めたときは、支援手当の返還を免除することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段によって支援手当を受けたとき。
- (2) 支給対象の子が誕生日から1年以内に転出したとき。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年6月21日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大月市子育て支援手当支給条例の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年10月1日条例第21号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年6月20日条例第19号)

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成24年6月20日条例第20号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条中改正前の大月市子育て支援手当支給条例(以後、旧条例という。)に規定する第3子以降の出産育児支援手当支給要件該当児童は、平成26年3月31日までは、なお従前の例により支給するものとし、旧条例の適用を受けた場合は、改正後の大月市子育て支援手当支給条例は、適用しない。

附 則 (平成30年3月20日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大月市子育て支援手当支給条例第5条の規定は、この条例施行の日以降に支給すべき事由の生じた支援手当について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた支援手当については、なお従前の例による。

○大月市子育て支援手当支給条例施行規則

平成15年12月24日

規則第23号

改正 平成17年6月21日規則第13号

平成24年6月20日規則第15号

平成28年3月24日規則第13号

平成30年3月20日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、大月市子育て支援手当支給条例(平成15年大月市条例第28号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給認定申請)

第2条 子育て支援手当(以下「支援手当」という。)の支給を受けようとする者は、児童が出生した日から90日以内に子育て支援手当支給認定申請書(様式第1号。以下「認定申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(支給の決定)

第3条 市長は、前条の規定による認定申請書を受理したときは、速やかに審査を行い、適正と認めたときは、子育て支援手当支給認定通知書(様式第2号)により通知し、認定申請書を却下するときは、子育て支援手当支給認定申請却下通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(支給の手続)

第4条 前条の規定により決定した支援手当を受けようとする者は、前条に定める支給決定の通知があった日から60日以内に、子育て支援手当請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 支援手当の支給は、請求書を受理した日から30日以内に行うものとする。

(支援手当の返還命令)

第5条 市長は、条例第6条の規定により支援手当の全部又は一部を返還させる場合は、子育て支援手当返還命令書(様式第5号)により期限を定めて命ずるものとする。

(添付書類の省略)

第6条 市長は、この規則の規定により子育て支援手当請求書に添えなければならない

書類により証明すべき事由を、公簿等により確認できるときは、当該書類を省略させることができる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月21日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大月市子育て支援手当支給条例施行規則の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成24年6月20日規則第15号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日規則第13号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月20日規則第2号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。